

香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月21日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第32号

香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第5条」を「第6条」に改め、同条第2号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第3号中「第7条」を「第8条」に改め、同条第4号中「第8条」を「第9条」に改め、同条第5号中「第9条」を「第10条」に改め、同条第6号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第7号中「第12条」を「第13条」に改め、同条第8号中「第13条」を「第14条」に改め、同条第9号中「第15条」を「第16条」に改める。

第9条を削る。

第10条中「8の項」を「7の項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「9の項」を「8の項」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「10の項」を「9の項」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「11の項」を「10の項」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第1中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同表7の項を削り、同表8の項中「養育医療関係情報」を「母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）」に改め、同項を同表7の項とし、同表中9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とする。

別表第2中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。